

「登下校防犯プラン」(平成30年6月・関係閣僚会議決定)に基づく取組状況について

1. 地域における連携の強化

(1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築

- ✓ 1,175市町村(68.4%)が構築済み・構築予定(平成30年12月10日現在)
(残りの市町村に対しては、好事例を紹介するなどにより、早期の構築を促す)

(2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援

- ✓ 新設したポータルサイトで、関係省庁の施策等の情報を集約・発信し、地域の取組を支援

2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

(1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有

- ✓ 公立小学校・保護者による通学路の危険箇所の点検の結果、12,024校において合同点検を実施(2,124校は今後実施)(平成30年12月10日現在)



合同点検の実施状況

(2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り

- ✓ 警察官による登下校時間帯やその他の街頭活動時における危険箇所への立寄り等、重点的な警戒・パトロールを推進
- ✓ 関係者間で、危険箇所や不審者情報等の情報を共有し、それぞれパトロールを効率的・効果的に実施



通学路のパトロールの実施状況

(3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

- ✓ 合同点検の結果、対策として挙げられた防犯カメラの設置ニーズを踏まえ、政府における緊急的な対応として、地方財政措置を講じる
- ✓ 防犯まちづくりに関する小冊子の改訂や相談窓口の設置などにより、自治体の取組を促進

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

(1) 防犯教育の充実

- ✓ 各種講習会を通じ、教職員等の事件等発生時における初期対応能力等の向上やスクールガード等の安全に関する最新の知見の習得等を支援

3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

(1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有

- ✓ 1,116警察署(96.8%)と管内の全小学校において、担当者間で不審者情報等を直接共有する体制を確立(平成30年11月16日現在)

(2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信

- ✓ 41道府県警察において、より粒度の高い情報等を地域住民等に提供・発信
(残りの都県警察においても、平成30年度中に提供・発信予定。平成30年11月30日現在)

(3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

- ✓ 児童の来所・帰宅時の「安全点検リスト」を改訂し、約90%の放課後児童クラブにおいて、安全点検を実施(平成30年11月30日現在)

4. 多様な担い手による見守りの活性化

(1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進

- ✓ 地域住民や自動車運送事業者等に対し、「ながら見守り」等への協力の要請、協定の締結等により、「ながら見守り」を推進



「ながら見守り」(ランニングパトロール)の実施状況

(2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援

- ✓ スクールガード、スクールガード・リーダーの養成講習会や青パトによるパトロールを行う防犯ボランティア団体を対象とした講習会等の開催を通じ、見守り活動を支援

(3) 「子供110番の家・車」への支援等

- ✓ ステッカー・のぼり旗の刷新や実施主体を対象とする子供の安全対策に係る会議・研修を実施するなど、「子供110番の家・車」の活動を支援

(2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

- ✓ 参考となる事例等を都道府県等に通知し、学校や地域の実情に応じた安全な登下校方策の策定・実施を推進